第４章　参画と協働のまちづくりを進める基本的な方向

参画と協働のまちづくりを推進するためには、参画と協働についての理解を深め、推進するための制度や環境づくりが必要となります。それぞれの活動主体においても、これまで以上にまちづくりに関心を持ち、主体的に活動していくことが求められるとともに、市においても、各主体の主体的な活動を促進できるよう、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、参画と協働に対する認識を深めていく必要があります。

このような観点から、参画と協働のまちづくりを推進するための５つの基本的な方向を次のように定め、それぞれの柱に沿った具体的な取組を進めていきます。

【５本の柱】

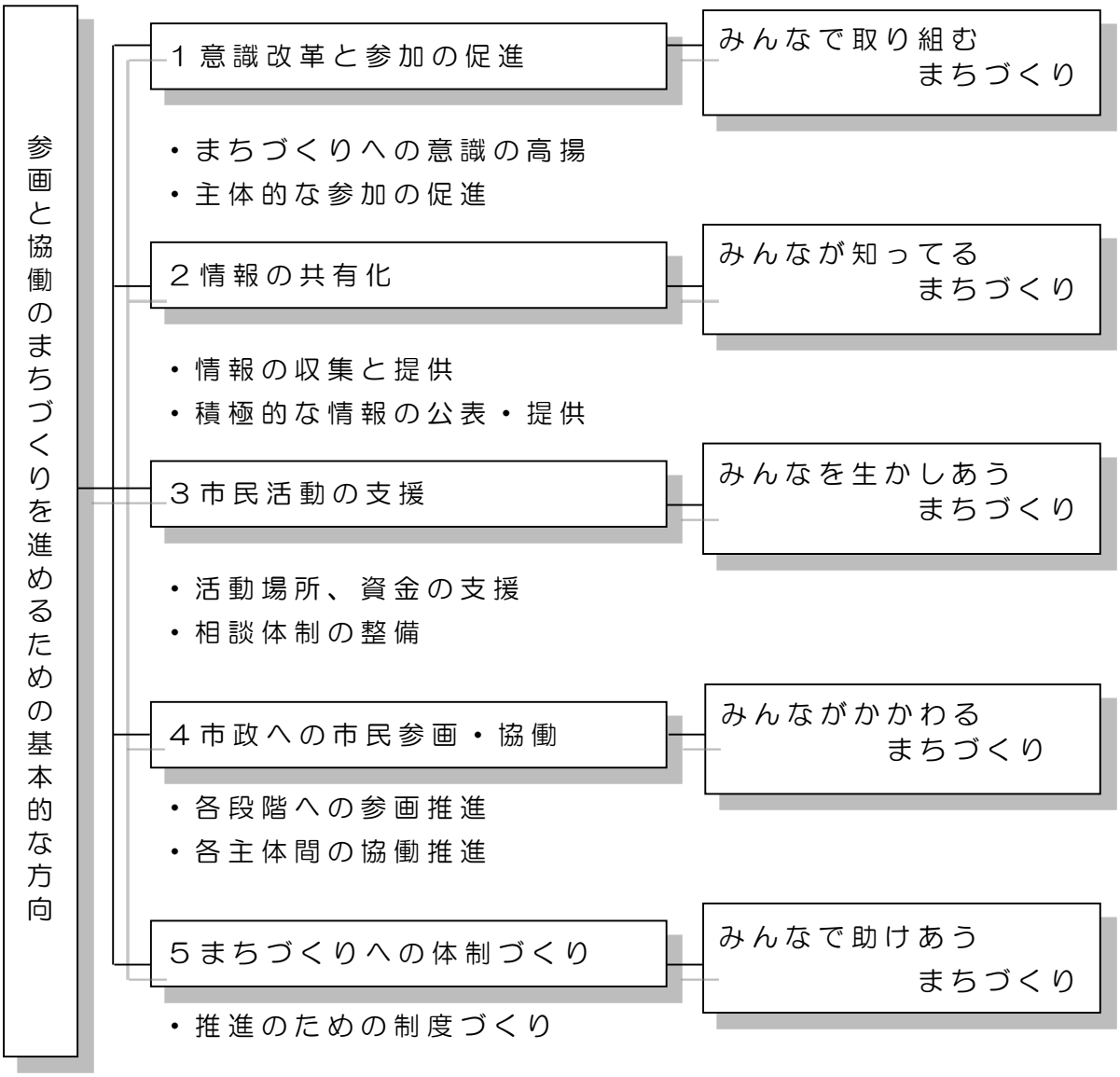

１　意識改革と参加の促進

まちづくりへの意識改革と主体的な参加を促進します

「自分たちのまちを住みよく、暮らしやすくするため、知恵を出し合い、協力して、みんなのことはみんなで決めて、みんなのまちづくりに取り組んでいく」ために、市民とともに、市職員も一市民として意識改革に取り組み、自発的なまちづくり活動への参加を促進します。

なお、多様な価値観が認められる成熟した社会にあって、まちづくり活動への参加は強制されるべきことではありませんが、市民や市職員が「自分たちのまちのこと」を思う気持ちを一層高めていくよう努めなければなりません。

例えば、個人の家の前の水路は個人で清掃し、個人でできない部分は地域で清掃し、地域でできない部分については行政が清掃するといった、地域課題に対する役割分担について、「知恵を出し合い、協力して、みんなのことはみんなで決める」こともその一例といえます。

【本市での取組状況】

○市民のまちづくりへの意識を高める取組
- 広報にしわきの「みんなのまちづくり」コーナー
- フェイスブックを活用して市民活動の紹介

○市民や団体との連携によるまちづくりイベントの開催
- 病院フェスタなどの継続的なイベントを実施
- 元自治基本条例検討委員会が中心となりフォーラムを実施

○まちづくりを担う人材の育成
- 「まちづくり講座」を開催

○市民のまちづくりへの主体的な参加を促進
- コミュニティセンターなどの各地区まちづくり活動の拠点を整備
- 「地区まちづくり計画」を策定し、計画に基づく実践活動を展開及びこれらの活動に対する支援を実施

○幅広い市民を対象とした広聴の充実
- まちかどミーティングや重要な施策に関する説明会などの開催
- パブリックコメントや市民アンケートなどを実施

○職員の参画・協働意識を高めるための取組
- 地区との連携を強化するため地域対策委員(※28)を委嘱
- 各地区イベント等への職員の積極的な参加勧奨
- 市民目線での情報把握のため、庁内グループウェア（市役所内での情報共有システム）による情報共有
- 職員の参画・協働研修を実施

まちづくり講座

地区まちづくり計画検討

(※28)地域対策委員…担当地区の課題等を把握し解決に参画するとともに、地区と行政のパイプ役となるため、各地区在住の管理・監督職の職員に委嘱する。

２　情報の共有化

市民活動や市政情報を積極的に公表、提供し、みんなで共有します。

「参画・協働」の取組を広げていくためには、まちづくりや個々の課題についての情報を互いに共有し、対等な立場でまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

行政は市民からの信託を受けて様々なサービスを行っており、市民に対する「説明責任（アカウンタビリティ）」を負っています。

また、まちづくりへの市民参加の機会を拡大したとしても、全ての市民が一つのことに直接参加することは物理的に不可能であり、まちづくりに参加しない市民も多くいると考えられます。

このため、参画や協働に積極的に取り組む市民ばかりでなく、全ての市民に対して、計画策定時の委員会・審議会等の情報や事業の各段階における情報を分かりやすく、広報紙やホームページなど複数の方法で提供できる環境づくりに取り組みます。

【本市での取組状況】

○市民活動に関する様々な活動やイベントなどの情報収集・提供
　・様々な市民団体やグループのデータベース作成に向け情報収集を実施
　・フェイスブックや防災行政無線により市民活動に関する情報を発信
○情報の公表・提供を積極的に推進
　・行政文書の分かりやすい表現に努める。
　・西脇市情報公開条例や西脇市個人情報保護条例の適切な運用
○審議会や委員会などの公開を推進
　・審議会等の会議及び会議の記録の公開に関する指針を策定し、審議会等の会議の開催情報、会議資料、会議録の積極的な公開・公表を実施
○議会の活動や政務活動費、公費で参加した研修の報告等
　・ホームページやフェイスブックで公開等

西脇市ホームページ

防災行政無線

３　市民活動の支援

市民活動の支援を推進します

市民、企業、各種団体、学校など、多様な主体の連携による参画・協働のまちづくりを進めていくため、活動場所の提供や人材育成、資金の確保等、活動支援の仕組みを整備します。

とりわけ、まちづくりには、コミュニティ活動やボランティア活動などの市民活動が非常に重要となっており、さらに積極的な活動を行うことができるようこれら市民活動団体を支援します。

【本市での取組状況】

○市民活動に必要な場所、設備、人材の確保を支援
- コミュニティセンターなど、各地区まちづくり活動の拠点を整備
- 学校体育館などの開放

○市民活動に必要な資金などを支援
- 各地区まちづくり協議会等を対象とした地区まちづくり実践補助事業とボランティアグループ等を対象とした市民提案型まちづくり事業による団体等の支援

○市民活動への相談や支援を進める取組
- 兵庫県や公益法人等の制度を活用し、まちづくりアドバイザーを派遣
- ＮＰＯ法人の設立に対する人的な支援や情報提供

アドバイザー派遣事業

地区まちづくり活動拠点
コミュニティセンター
黒っこプラザ

市民提案型まちづくり事業
プレゼンテーション

４　市政への市民参画・協働

政策形成の市民参画・協働を進めます

政策形成における計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のそれぞれの過程で、市民と行政が解決方法をともに考え、協力して取り組んでいくための仕組みを検討・整備します。

また、市民からのまちづくりの提案、市民と行政の協働事業の実施や市民活動団体等への事業委託などにより、参画・協働のまちづくりを推進します。

【本市での取組状況】

○施策の計画・実施・評価・見直しの各段階における市民参画を推進する取組
- 市民生活に関係の深い計画や条例等の制定に際して、パブリックコメントを実施

○審議会などの委員公募の推進
- 審議会等の委員の公募に関する指針を策定し、各種審議会等において委員を公募

○市民と行政の意見交換の場
- まちかどミーティングを実施
- 各種計画や施策の説明会などを開催

○公共施設の管理運営への市民や団体の参加促進
- 公共施設の管理運営を指定管理者制度により実施

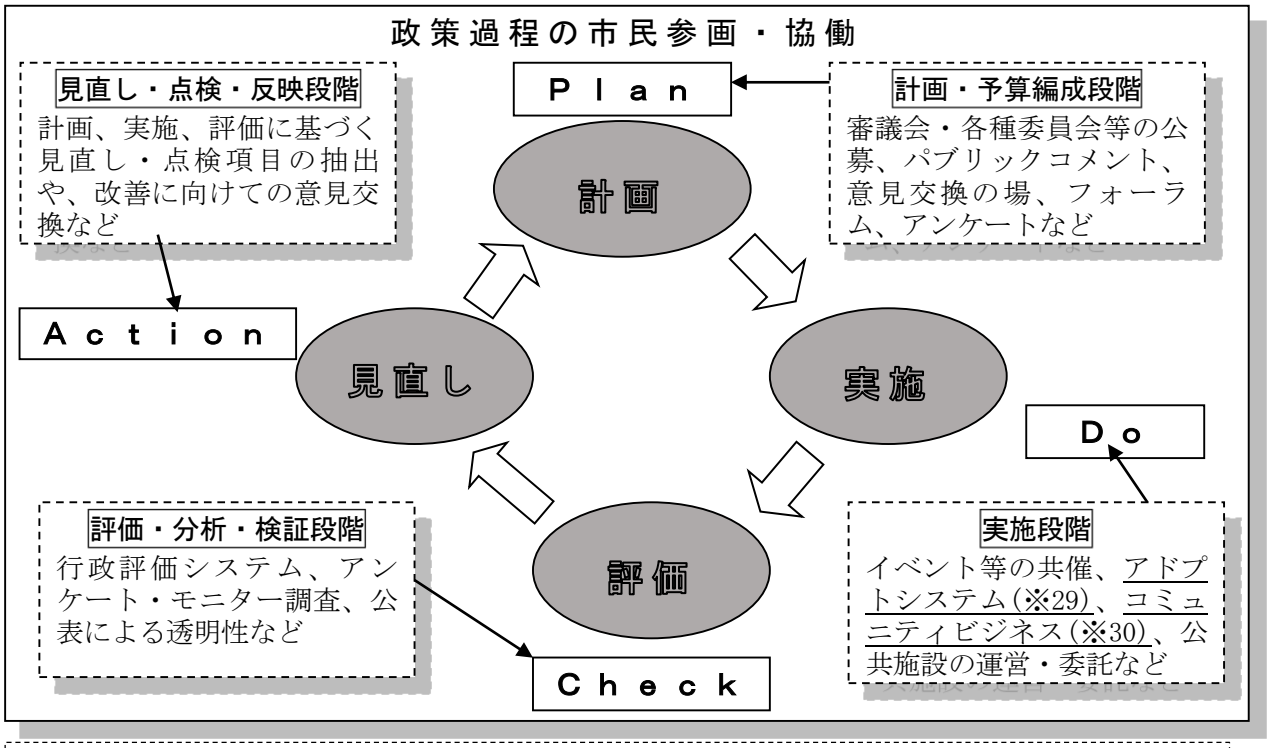

(※29)アドプトシステム…アドプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）制度

(※30)コミュニティビジネス…市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称

５　まちづくりへの体制づくり

参画・協働を進めるための体制づくりを整えます

引き続き、参画と協働の推進、市民活動の支援を行うとともに、本市における地区のまちづくりを推進する組織として「地域自治協議会」の設置に向け、組織のあり方や制度設計について検討・調整を行います。

「地域自治協議会」については、西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄の８地区において、区長会を中心に、各種団体、地区内の個人や法人を構成員とし、民主的な運営により、地区の活性化や様々な地区課題の解決に向けて協力・連携して取り組む組織を想定しています。

地域自治協議会のイメージ図

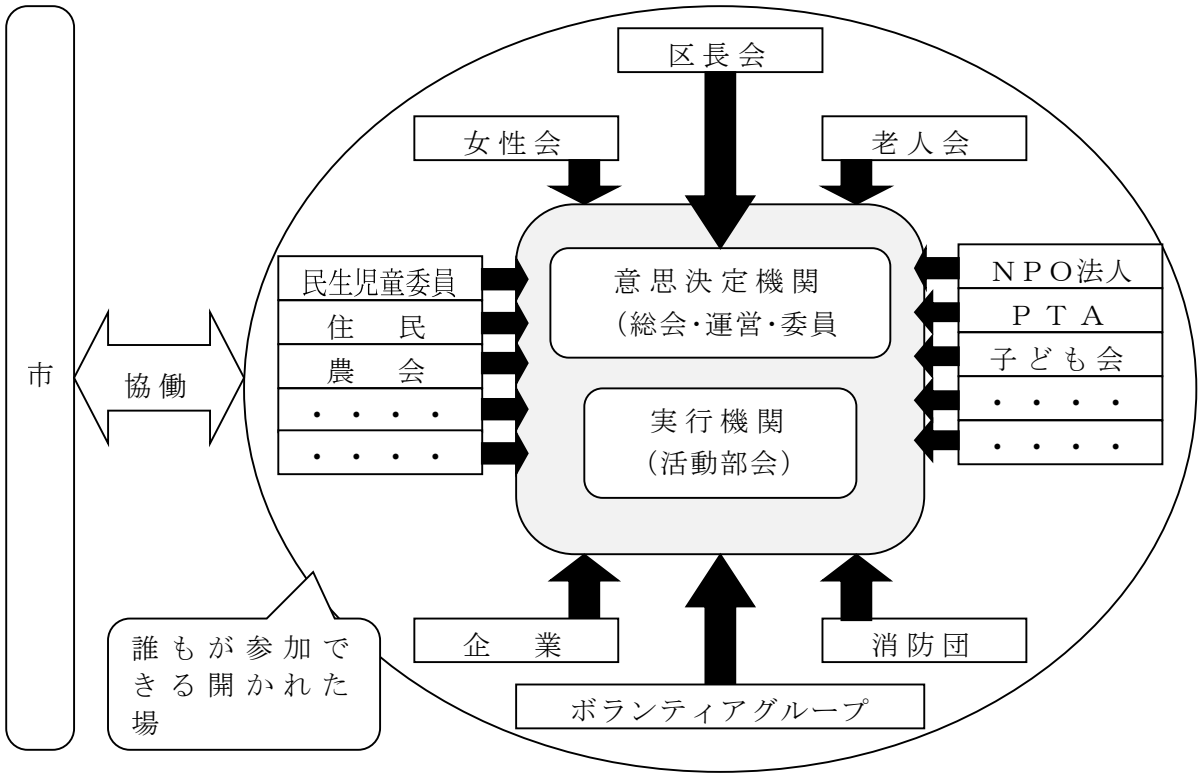

【本市での取組状況】

○参画・協働によるまちづくりを推進するための制度
　・西脇市自治基本条例を制定（H25.4.1 施行）
○地域自治協議会の周知
　・各地区区長会との意見交換を実施
○推進体制の整備
　・西脇市まちづくり推進審議会の設置
　・西脇市ふるさと経営推進市民会議の開催
　・西脇市自治基本条例推進本部の設置

第５章　ガイドラインの推進に向けて

１　協働を進める上での原則

協働の担い手には様々な主体がありますが、その構成員や組織の形、活動の目的、意思決定の方法などは異なります。
そうした様々な主体が協働の場面に臨む際の共通の原則は、次のとおりになります。

⑴　目的共有

多様な主体が協力・連携して事業を行う場合、目標を明確にし、成果のイメージを共有しなければ、活動内容が曖昧になってしまうおそれがあります。また、社会に対して事業の目的・成果とともに、協働で行う意義を明らかにしておく必要があります。

⑵　対等な関係性（パートナーシップ）

協働に関係する当事者は、全て対等でなければなりません。それぞれが持っている専門性を生かしたアイデアやノウハウを発揮するとともに、「やる気」や「やりがい」を持って事業に臨むためには対等な関係性を持つことが大切です。

⑶　相互理解・自主性尊重（それぞれの立場を尊重）

協働事業では、市民団体と行政のように、目的や性格の異なった団体が協力・連携して事業を進めます。互いに相手の考え方、行動の仕方などを理解し、認め合ったうえで、それぞれが持つ力を生かすように事業を進めることが大切です。
また、参画する団体が力を最大限に発揮できるのは、自発的・主体的に行動するときです。お互いのやり方を尊重することで効果を上げることが期待できます。

⑷　自立化志向（自立した組織へ）

協働で事業を行う場合、事業の内容によっては、行政から資金面や運営面での支援が継続的に必要なものも考えられます。行政との関係性の中で適切な自立関係を創ることが大切です。

⑸　相互変革（自分たちで変わっていく）

性格の異なる団体が一緒に行動するために、それぞれが自己にこだわりすぎるとかみ合わなくなります。事業を進めていくうえでは、相手に合わせたり、良い方法があれば共に柔軟に対応したりし、変革していく必要があります。

また、そうしたことが、それぞれの組織や仕事のやり方を改善していくきっかけになることがあります。

⑹　情報公開（共有）・透明性（情報の共有は協働の基本）

協働事業の実施に際しては、広く市民に事業についての理解を深めてもらうことが、支援者の増加や事業の成果を高めることにつながっていきます。

また、税金を資金とした活動では、その使途を明らかにすることが必要であり、説明責任を果たすことが大切です。

情報提供・公開は、それを通して、市民の活動参加を求め、新たな人材の発掘にも役立てることが可能です。

⑺　補完性・相乗効果

それぞれの主体の強みを生かし、パートナーの弱みを補うことで、行政だけで取り組む、又は市民団体や市民だけで取り組むよりも、効果的・効率的に地域課題が解決できることが期待できます。

⑻　評価・見直し

協働事業が終了したら、進め方や成果についての評価を行い、公表し、今後の協働事業の参考にすることが大切です。また、事業が継続するものでも、評価に基づき適切な時期に見直しを行うことが必要です。

事業の実施期間をあらかじめ設定しておくことや、目的を達成した協働事業を終結することも大切です。

新たな課題には、過去の事業評価を参考に、新しい協働事業を検討します。

★　できることから始めよう！！

あまり大きなことや、ハードルの高いものから始めるのではなく、まず、協力・連携してできるところからやってみることが大切です。

・やり方を修正しながらの事業拡大！
・成功体験によるノウハウの蓄積！

などを多く経験することが大きな財産になります。

２　協働の役割と効果

協働を進めていくためには、担い手がそれぞれの特性を発揮していくこと、それぞれがその役割を認識することが大切です。

(1)　市民

【役割】

①　一人ひとりが地域に関心を持ち、地域活動（自治会活動など）に自発的に参加することが大切です。あわせて、自分の個性を発揮し、ボランティアなどへの積極的な参加が必要になります。

②　自分の持つ能力や知識を市民活動やボランティア活動などの社会貢献活動に生かすことが大切です。

③　一人ひとりがまちづくりの主役である自覚を持って支え合うことが重要です。

【効果】

①　公益的活動への参加機会が増加します。

②　公共サービスの質の向上により満足度が高まります。

③　地域課題を自らが解決することにより自治意識が向上します。

(2)　地域コミュニティ

【役割】

①　自治会活動や地区まちづくり活動の実態が地域によって違いがあることを認識し、他の地域での先進的な取組を積極的に導入することが大切です。

②　少子高齢化や生活様式の多様化などを踏まえ、住民が参加しやすい組織づくりに努め、住民同士の交流を図るとともに、地域の課題を自ら探し、その解決に向けて自ら考え、行動していくことが大切です。

③　地域の課題解決の担い手として、ボランティア団体やＮＰＯ法人等、行政との連携を図り、主体的に協働のまちづくりを進めることが大切です。

④　防災、防犯、環境、福祉、子育て支援など地域の課題に対応し、安全で安心なまちづくりを推進することが求められます。

【効果】

①　地縁組織の活性化が図れ、地域づくりのさらなる中心的役割を担うことができます。

(3)　市民活動団体、ＮＰＯ法人

【役割】

①　今行われている活動を大切に育み、自らの活動情報を積極的に発信し、多くの市民を巻き込みながら活動の輪を広げることが大切です。

②　それぞれの設置目的に沿って、専門知識や情報、ノウハウ等を様々な機会に活用し、機動性や専門性、先駆性等を発揮し、社会的課題の解決に取り組むことが求められます。

③　自治会や他の団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強

化拡大していくことが期待されます。

④　多様化する公共的ニーズに対し、市民活動団体・ＮＰＯ等として担うべき部分、担える部分の公共的サービスを提供することが期待されます。

【効果】

①　市民活動団体やＮＰＯ法人（以下「団体等」）に求められる役割を果たすことによって、団体等の活動機会が増加し、団体等の活動成果を出すことにより団体等の信頼性が高まり、団体等の使命の実現につなげることができます。

(4)　事業者

【役割】

①　地域の一員であることを自覚し、地域の活動や市民の活動に対し、持っている情報や技術などを提供し、人的支援や資金支援などを通じて積極的にまちづくりに参加することが期待されます。

②　従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備することが求められます。

【効果】

①　社会貢献の意欲を生かせる機会が増加し、地域との結び付きが強化されます。

②　活動実績により、事業者への理解や評価が高まります。

(5)　市

【役割】

①　市民や活動団体等の動向を的確に捉え、行政情報等を提供しながら市民との一体感を形成することが必要です。

②　市民活動が促進されるよう、助成制度や人的支援、活動拠点の提供、情報の共有化、組織のネットワーク化などを行うことが必要です。

③　多くの市民が施策の形成過程に関われるような仕組みを整備することが求められます。

④　市民や活動団体等に必要な知識等を習得する機会を提供し、協働の担い手の発掘や人材の育成を支援することが求められます。

⑤　職員一人ひとりの協働意識の向上を図るとともに、ともにまちづくりをしていくという意識を常に持つことへの働き掛けが重要です。

【効果】

①　市民ニーズに沿った公共サービスの提供が可能となり、市民主体のまちづくりにつなげることができます。

②　市民や活動団体等の考え方や活動に触れることにより、職員の意識改革や資質向上につなげることができます。また、事業の見直し等により効率化が図られます。

３　推進体制

本市では、平成 25 年４月１日に「西脇市自治基本条例」を施行し、参画と協働のまちづくりの推進を基本原則にしています。

この基本条例を推進するための庁内組織として、「西脇市自治基本条例推進本部」を設置し、推進本部に具体的事項ついて検討する幹事会を、さらに必要に応じて部会を設置し、自治基本条例の推進に係る重要事項について検討し実践することとしています。

その一方で、市民に参画と協働の推進に係る市の取組について報告し、意見を聞いたり、意見交換を行う場として「西脇市ふるさと経営推進市民会議」を開催しています。
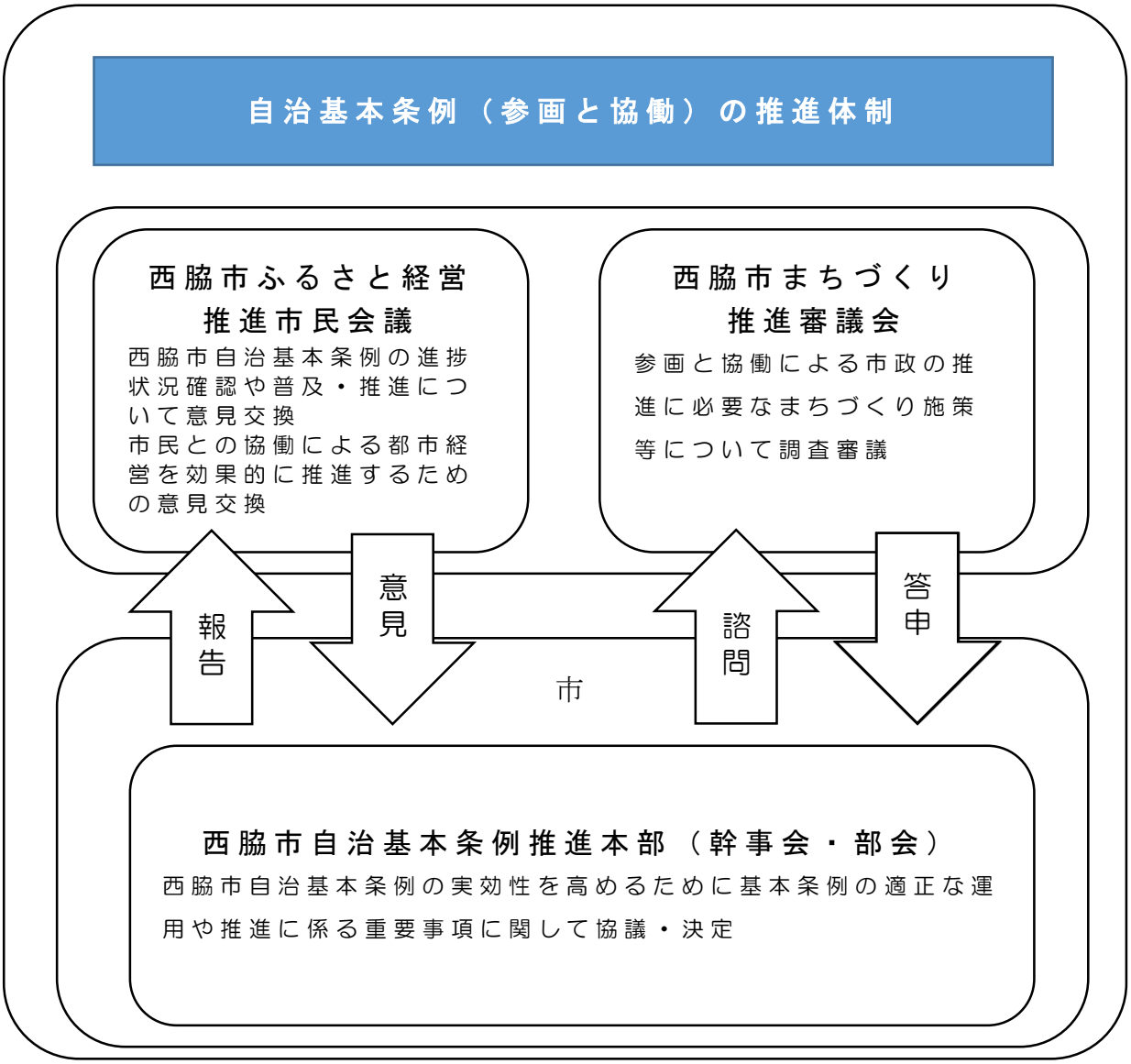
また、本ガイドラインの改訂や市民活動に対する支援のあり方、地域自治を推進するための組織のあり方など様々な事項について調査検討する組織として「西脇市まちづくり推進審議会」を設置し、市民の意見を反映した施策展開を図っていきます。